

「防火設備定期検査報告」をご提出される皆様へ

(R3.8.2 発行)

■ 指摘事項の改善について

改善計画書、改善完了報告書は特定行政庁へ直接ご提出ください。改善方法の相談や改善報告の書式についても、特定行政庁にお問い合わせください。

■ 前回報告日等のお問い合わせについて

前回報告日等の情報は、当センターでは回答しておりません。管理者様が保管している前回の報告書や報告済証でご確認ください。不明であれば特定行政庁にご相談ください。

■ 副本返却時の付箋について

返却された副本に付箋がついている場合は、特定行政庁からの申し送り事項になります。ご確認ください、次回正しい情報でご報告ください。ご不明な点は、特定行政庁にお問い合わせください。

■ 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内に定期検査の報告書の提出が困難な場合は、国や東京都からも柔軟な対応を求められているところですので、特定行政庁にご相談ください。

■ 小平市が令和3年4月1日より特定行政庁になりました。

令和3年4月1日より、小平市の建築物の整理番号（行政庁コード）が変更になりましたので、報告書提出の際はご注意ください。

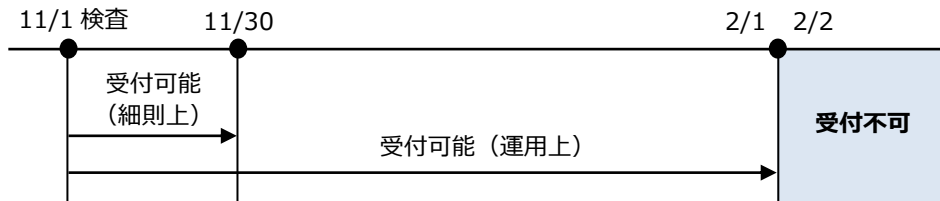
～R3.3.31			R3.4.1～	
行政庁コード	報告先		行政庁コード	報告先
061	多摩建築指導事務所長	⇒	034	小平市長
161	多摩建築指導事務所長	⇒	法12条第4項の対象となり、法12条第3項の定期報告は対象外。	

【まちづくりセンターで受付できない報告について】

以下の3つについては、まちづくりセンターでは受付できません。特別な理由がある場合等は、特定行政庁にご相談ください。

① 報告日（受付日）が、検査日から3ヶ月を超えている場合

例：11/1に検査した場合、2/1までは受付可能。2/2以降は受付不可。



② 報告日（受付日）が、初回免除期間中の場合

検査済証交付が令和2年4月から令和3年3月末までの建築物は、令和4年3月末まで受付できません。

例：(1) 用途コード10番台でR2.8.1検査済証の場合、R3年度は初回免除のため受付不可。
R4年度の報告時期から報告開始。

(2) 用途コード40番台でR4.2.1検査済証の場合、R4年度は初回免除のため受付不可。
R5年度の報告時期から報告開始。

事 例	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
用途コード 10番台の場合	検査済証交付 R2.8.1	受付不可	初回報告時期 R4.4.1～10.31	
用途コード 40番台の場合		検査済証交付 R4.2.1	受付不可	初回報告時期 R5.4.1～9.30

③ 今回の報告日（受付日）が、前回の報告日から5ヶ月未満の場合

例：用途コード30番台で1/15に報告した場合、次回は6/15以降に受付。6/14以前は受付不可。

